

令和 2 年 第 10 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年9月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

- 日時
令和2年9月25日（金） 午後3時00分～
- 会議の場所
駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室
- 出席した委員（19名）

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	
- 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員（5名）

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿
- 欠席した委員(1名)
24番 小原 正隆
- 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	井上 幸代
- 議事日程
 - 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第60号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
 - 議案第61号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
 - 議案第62号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

議案第 63 号 現況証明について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主査	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後 3 時 5 9 分

午後3時00分 開会

局長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和2年第10回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

稲刈り等お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、先日は農地パトロールに御参加いただきまして、ありがとうございました。

また、新人の委員さんにつきましては、1時10分から研修会に参加していただきまして、ありがとうございました。

9月16日に新しい内閣が発足しましたわけですが、総理大臣の下、野上農林水産大臣ということで始まりました。その中で、菅総理が一番重点とされているのがデジタル化、それから行政改革っていうことに非常に力を入れようということで、今、されておりますが、農業委員会で何かあるかなあと考えていましたら、たまたま、1期の3年を終わらして資料が非常にたまりまして、これをどうしようかというふうにとまた悩んでいるところにそういうのが出てきて、考える機会を頂きましたので考えましたところ、これをペーパーレス化できないかなっていうふうに思っているんです。一番は、事務経費が本当に削減されると思うんですね。例えば、これを1枚、例えば印刷機で作っても紙代を入れれば1円か2円かかると思いますし、これを作るのに事務局の方がどれぐらいかかるのかなあと、製本するだけで。それで、今度は委員の立場に立つと、これ、どうしよう。3年やってきて家へ帰って読み返したのは、農業用の太陽光のあれが初めてだったんで、読み返したのが、それくらいだったかなあっていうのもありました。それが現実です。ですんで、例えば皆さんのところにタブレットやPC、パソコンが行けばいいんですが、無理なんで、例えばここにプロジェクターを用意して、ここに映し出して審議すると。そして、それを見たいときはどうしたらいいかっていうと、農林課のホームページがありますので、そこにサーバーをつくって、アクセス権限、パスワードかなんかを決めておいてセキュリティーを保持した上で入っていけば見られるというふうにすれば文書管理等もいいんじゃないかなあと、そんなふうに思っています。ただ、今度、委員の立場になると、メモをどこへメモしようという、そういう問題が出てくると、いろいろメリット、デメリットはあると思いますが、これを機会にペーパーレス化をちょっと考えたらどうかなあっていうふう

に考えております。今初めて言うんで事務局の方も突然変なことを言わないでよと思われているかもしれませんが、そこら辺、ちょっとすぐにはできないと思いますけれども、そうすればお互いの手間も省けますし、空いた時間を違うところに事務局の方も注力できますし、業務にも注力ができると思いますので、そんなこともたまたま新しい内閣になったということで考えていけたらどうかなあというふうに考えております。

以上です。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を2番 塩木操委員、お願いします。

2 番 (塩木 操君)

それでは、一言ということで、私のたどってきた道なんですけど、定年退職後、初めて農業、専従農業を始めました。それまでは、ほとんど電気関係の仕事で、例えばダムの制御とか、工場の機械の自動の制御とか、そういった制御関係のソフト、ハードの設計を定年退職するまでずっとやってきました。設計というのは、昔はトラクターを使っていろいろと開発の方との話もありましたが、話し合うときもありましたが、近頃はパソコンに向かってキャドを使って設計するとか、プログラムを設計するにもパソコンがあればパソコンだけで仕事ができるということで、人とのコミュニケーションっていうのが全く取れないような生活というか、そういう状況が長く続いたので人との話が下手になってしまっていて、こうやって皆さんの前でしゃべるのも何かうまくしゃべれないというふうなことになってしまっております。それで、農業を始めて分かったのが、農作業で何か物をつくるにしても1年に1度しかできない、私が今までやっていた仕事はプログラミングで、どこか具合が悪い、あるいは何かおかしいときには、その場で即修正が利きますが、農業はその場で即修正をかけられず1年待つということで、一発勝負、真剣勝負の世界が農業だと感じております。それで、いろいろ自分なりに勉強するのですが、やはり、それを習得するには1年以上かかってしまうということで、手っ取り早く情報を得るには、そういう経験者、皆さん方のような経験者からの情報を得るのが一番手っ取り早いのかなと、近頃そんなふうを考えるようになりました。話下手ですが、私が何か皆さんにもものを訪ねたとき、非常にうまく言葉を交わせなくて気分を害する場合もあるかもしれませんが、快く質問に対してお答えをいただければうれしいと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）
〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）
これより令和2年9月1日付、告示第11号をもって招集した令和2年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。
24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。
議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において3番 堀敏委員、4番 北澤満委員を指名いたします。
日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）
そうしましたら議案書1ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1件でございます。
場所につきましては2ページ左側を御覧ください。
3-1で表示した場所になります。
中沢区、XXXXXXXXXXの東3筆1,291㎡になります。
1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、贈与。
理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は県外在住であり管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）
地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 番 （村上 英登君）
今、中沢ってという説明でしたけど、東伊那区の案件です。
譲渡人はそこに書いてあるとおりですけど、譲受人は、私も知っていますが

中沢区の担い手で、申請地は今まであまり耕作されていなかったんですけど、これからは有効利用してもらえと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 2 番 (宮下 修君)

ちょっとよろしいですか。

契約内容の贈与っていうのは、ちょっと■■■■の方から中沢の方へ贈与っていうのはなぜかなあと思うんですけど、その辺って分かります？

主 査 (出口 大悟君)

近くに耕作している畑があるとか、そういうことかなと……。

1 番 (村上 英登君)

いいです？

今日の議案の中の第 63 号の現況証明、一番最後のところにあるんですけど、ここの所有者の■■■■さんっていう人と今回の譲渡人が同じ■■■■さんで、そういう宅地も買うっていうことで、農地はもう付録、付録みたいな、贈与っていうことでつけたっていうようなことを伺っています。私は、そうやってちょっと伺っていますんで。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

1 2 番 (宮下 修君)

はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 57 号について原案どおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

議案第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

そうしましたら議案書3ページをお開きください。

農地法第4条の規定により許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては4ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の北1筆440㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。庭及び進入路を目的とした追認申請となります。

追認申請とは、許可を得ず農地以外の利用をしている農地について後追いで農地転用手续を取るものになりますので、御承知おきください。

理由でございますが、申請人は、以前、住宅の西側通路より出入りをしてきたが、形状が悪く距離もあり不便であるため昭和40年代より今回の申請地を新たな進入路及び庭として使用してきたが、必要な手続が取られていないことが判明したため、今回手続を行い住宅敷地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年8月5日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17番

(中嶋 隆君)

9月の10日に現地を確認いたしまして、実は、これ土地改が終わったとき、40年ぐらい前に、もう道をつくって、池——池っていうか、庭をつくって、そのままになっていたと。ここでうちを建て直したっていうことでいろいろ調べていったら、どうもこれは違うぞということで、今、地番が[REDACTED]ってなっていますけど、[REDACTED]だったものを [REDACTED]と[REDACTED]に分けて、畑を残して、[REDACTED]のほうは畑で残っていて、[REDACTED]のほうは今の進入路と、それから庭になっていたという状況なんで、40年もたってしまうと、これは正直に変えるということで、適正だと思います。

以上です。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 10番 (春日 知也君)
今の話ですと、土地改がかつてあって、そのときには土地改直後だから恐らく転用ができなかったんじゃないかと想像するんですけども、転用できないということを承知で、もうほかの用途に使い始めていたということに聞こえたのですが、そういう解釈で間違いないですか。
- 17番 (中嶋 隆君)
ちょっと実際のところはよく分かりませんが、そのときについでにやってしまったという形だと思うんですね。
- 10番 (春日 知也君)
こういうケースを追認することが適切なのかというのが疑問なんですけれども、もしも先ほど私が申し上げたような在り方だとすると、そういうことは許されないと分かっているやっことを時間がたったから追認するということになってしまうような気がするんです。
- 17番 (中嶋 隆君)
分かっているとは思いません。分かっていたんじゃないかと、真面目な人なんで、今回調べたらそういうことだったのでということで、変えましょうということになったということだと思います。
- 10番 (春日 知也君)
だから、畑、土地を2つの地番に分けて、片方をそのようにしていらしたわけですね。
- 17番 (中嶋 隆君)
あ、今回……
- 10番 (春日 知也君)
これを割ったのは今回ですか。
- 17番 (中嶋 隆君)
今回、分けたということです。
- 10番 (春日 知也君)
ああ、なるほど。
- 17番 (中嶋 隆君)
地番が最初から2つあったわけじゃなくて、今回分かったんで、それで畑と庭は分けなきゃしょうがないんで、地番を今回分けました。分けて、畑のところは畑という形でやりましたので、全然悪意があつてやったわけじゃなくて、まるっきし、当時だからよく分かんないですけど、そういう状況です。

10番 (春日 知也君)
悪意かどうかは、ちょっとね、そこまではなかなか確認できないことだとは思いますが……

会長 (氣賀澤 道雄君)
客観的に見まして、今回の申請の経緯を見ますと、令和2年8月5日に農振除外の認可を得ています。それを申請したのは本人ですので、それから、今回の農地転用につきましても多分本人から、今の説明からいきますと転用せずに使っていたという自己申告で上がってきておりますので、この経過を客観的に見ますと悪意があったというふうには見られないんじゃないかなというふうに判断するんですが、そこら辺の春日委員の御意見はどうでしょうか。

10番 (春日 知也君)
すみません。悪意については確認できないことですし、今、会長もおっしゃられたような経過も踏まえて、あるいは中嶋委員がおっしゃられることも踏まえて、悪意があるとかいうことを私も今申し上げようとは思いません。ただ、経過の流れとして、土地改良工事が終わった直後にこういうふうな別の使い方が始まってきているものを追認するという、簡単に追認できるようなものでは、今も例えば宮の前地区で今度新たに土地改がありましたけれども、じゃあ、そこで同じような事例が起きたときに、じゃあ、また追認していくんですかということになるんじゃないかと懸念します。

会長 (氣賀澤 道雄君)
実際、XXXXXXXXXXは、私の管轄で2件ありました。昭和46年、47年以降かな？っていう土地で、そここのところで制定があったんですけど？40何年かで。

次長 (大野 秀悟君)
農振法の制定が47年です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
農振法の制定は47年ということで、それ以前のものであるから、これは原状回復を求めずに認定、追認という形でやりましょうということで今まで流れてきています。ですんで、多分これも同じ、40年代よりとありますので、農振法の制定の前のときに個人がいろいろ考えずに農地を別の用途で使い始めたということですので、同じように追認していいんじゃないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

17番 (中嶋 隆君)
1つちょっと疑問なのは、税金は払っていたっていうんですよね。うちで税金は払っていましたと。そういうことってあるんですかね。何か税金は税金で……

- 5 番 (堺澤 務君)
あるんです。税金は現況課税なんで、現状がどうなっているかによって、地目じゃなくて税金をかけるんで、田んぼでも建物ができちゃってれば。
- 17番 (中嶋 隆君)
ああ、それで税金は払っていて……。だから、そこら辺も勘違いする原因ではあるような気がするんだけど。税金は宅地で取られています、だけど地目は畑になっていますっていうような状況だっていうのが勘違いしやすい状況ではあるのかなと。
- 主 査 (出口 大悟君)
今回の■■■■さんの申請に関しては、昭和40年代からそういった利用をしてしまっていたんですけれども、今回の申請者の先代の頃のお話になるので、先代がどういような事情で農地転用を取らずにそういった利用をしてしまったかは、もう判明しないと思うんですけれども、少なくとも今回の申請者については、当時どういった経緯でやっていたかっていうのは全く分からないものだと思いますので、今回の申請者にそういった利用の責任っていうのはないのかなと思います。
追認の申請っていうのは、原則は、本来であれば転用すべきものが違法転用状態となってしまう農地については是正する手続になりますので、農地転用が取れるのであれば、そのまま放っておくよりは正規の手続を後追いであったとしても取ることによって是正することが正しいものなのかなと思います。当時の経緯がはっきりと分かればいいんですけれども、古いものについては、もうほとんどが分からないと思います。そういうものであれば、農地法の手続を取るによって是正できるのであれば是正していくというのがいいのかなとは考えています。
- 10番 (春日 知也君)
今の事務的な説明についての質問なんですけれども、今の御説明ですと、農地法の在り方からずれた使い方をされているものについて、それを元の状態に戻せないから追認しますと。それを是正っていう、これを正すという言葉でおっしゃっていますけれども、それは是正ではなくて、まさに追認であると思います。今回の事情から踏まえて追認せざるを得ないねということであれば、それは、私、別に結構だと思うんですけれども、それを是正措置だというのは、ちょっと解釈の仕方として違うのではないかと思います。是正というのであれば、元の耕地に戻しなさいというのが是正じゃないでしょうか。ちょっと今の事務局の説明については違和感を覚えますけれども、追認という今回のことについては承知しました。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますでしょうか。
- 1 番 (村上 英登君)
ちょっと事務局にお聞きしたいんですけど、これ第4条の申請になっていますけど、現況証明の申請じゃまずいんでしょうか。
- 主 査 (出口 大悟君)
現況証明っていうのは法的な根拠が全くない行政サービスの一環ですので、本来であれば、現況証明ではなくて、全ての申請において農地転用の手続を取るのが本来であれば正しい手続だと思います。ただ、現況証明については、各市町村でそれぞれ呼び名は違うんですけども同じような手続を取ってしまって、駒ヶ根市においては、昭和47年以前から宅地または農地以外の現況であったことが証明できた場合のみ農地転用の手続を取らずとも現況証明のみで宅地だと証明を出しているんですが、住宅敷地ですとか建物であれば当時の航空写真ですとか何かしらの資料で現地を住宅敷地として利用していたということが確認できる場合はあるんですけども、今回のような庭ですとか進入路ですと、そこが農地だったのか庭だったのか、または駐車場だったのか田んぼだったのかっていうのがはっきりと客観的に確認ができないので、原則は農地転用を取ってもらって、明らかに建物が建っていたり確認できるものは現況証明を出すというような手続を取っているんで、今回のものが仮に現況証明で出てきたとすれば、住宅敷地や庭だったということを何かしらの資料をもってこちらのほうに証明していただければ現況証明が出た可能性はありますけれども、建物ではないものの証明については、原則は難しいかなと思います。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
そういうことで今回は農地転用が妥当であると。
- 主 査 (出口 大悟君)
そうですね。はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますでしょうか。——ほかにございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第58号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

主 査

議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書 5 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 6 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側を御覧ください。

5—1 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 1,087 m²になります。

こちらの図面では、斜線部分につきましては農地ではありませんが、斜線部分も含めた一体的な計画となりますので、御承知おきください。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用の駐車場となっております。

理由でございますが、借受人はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX の経営をしているが、施設利用者の駐車場が不足していることから近隣に駐車場を増設したいと考え当地を使用したい、貸付人は農業規模の縮小を図りたいと考え借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 2 年 8 月 5 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXX の南 3 筆 4,110 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用の駐車場となります。

理由でございますが、譲受人はXXXXXXXXXX 等の製造販売業を営んでおり、近い将来、当地の隣接地に、今回の申請地の東側でございますが、工場及び倉庫を建設予定であるが、駐車場用地が不足することから近隣に駐車場を設けたいと考え当地を取得したい、譲渡人は当地を売却し老後の生活資金に充てたいと考えたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、XXXXXXXXXX 及びXXXXXXXXXX につきましては平成 4 年 7

月 1 日、農振除外が認可となっており、[REDACTED]につきましては令和 2 年 8 月 5 日、農振除外が認可となっております。

平成 4 年 7 月 1 日に農振除外したのですが、当時と計画内容が変更になったことから令和元年 10 月 21 日に農振除外の計画変更の手続が完了しております。

農地区分につきましては 3 種、300m 以内に [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED] の南 2 筆 469.3 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在実家住まいであるが家族が増え手狭になってきたことから住宅を建築したいと考え当地を使用したい、貸付人は孫である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 2 年 8 月 5 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 7 ページ右側を御覧ください。

5—4 で表示した場所になります。

町 2 区、[REDACTED] の北 1 筆 346 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、駐車場、家庭菜園、まき置場となっております。

理由でございますが、譲受人は、申請地西側にある自宅敷地が狭く、以前より駐車場及び家庭菜園用地として借用してきたことから、今回必要な手続を取り当地を取得したい、譲渡人は自宅から遠い等の理由から今回の農地を手放したいと考えていたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 5 番となりますが、場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の北2筆 953 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の建築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年8月5日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて6件目でございますが、場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5—6 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北1筆 16 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、進入路となりまして、追認申請となります。

理由でございますが、譲受人は、申請地東側の既存の建物敷地への進入路として当地を長年使用してきたが、譲渡人名義の土地があることが判明したため、必要な手続を取り当地を取得したいというものでございます。譲渡人は、以前から当地を使用していないため譲受人の要請に応じるというものです。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番 (中嶋 隆君)

1番です。

9月の9日に現地を確認いたしまして、ここ、前は果樹園だったんですけど、今はもうただの荒地ということで放置されています。[REDACTED]のところの[REDACTED]の駐車場として使いたいということで、譲渡人の方はここに住んでいなくて、相続で受け継いだところで、それ前からどうも話はあったみたいです。相続前の方のときに話があって、大体話がまとまりかけていたんですけど、農振のほうに間に合わずに亡くなられて譲渡されたってということで、駐車場ですんで、それから、今、[REDACTED]は[REDACTED]の駐車場を借りているようで、そ

れを返さなきゃいけないっていうことで、どうしても駐車場が不足しているということで貸すということなんで、申請は妥当だと考えます。

以上です。

9 番 (西村 功君)

5—2 ですが、まず図面を見ていただいて、5—2 の図面の左側が■■■■になります。■■■■から 200mほど東側の位置になります。

ここにつきましては、備考欄にありましたように■■■■という会社がここへ移転をしてくまして展開をするという中で、今回の黒く塗ってある場所については駐車場用地という内容です。今回の工場、さらには倉庫については、黒く塗ってある右隣、東側に位置する区画が用地になっておりまして、こちらは先行的に進められておりまして、造成までできているという状況です。

内容的には、この土地、現場を見ますと、いろいろあったようですが、直近の展開では市の企業誘致を——市のといいますか、民間ですが市と連携を取りながら企業誘致を進めているという内容で、基本的には問題ないと思います。

ただ、今回の工事については、こちらへ展開すると言ってから大分年数がたっておりまして、会社等の諸事情があるようではございますけれども、地元的にはどういふふうになっているんだというふうな声も出ておりますので、市と協調しながら地元への丁寧な説明をしていただくということを農業委員として意見につけ加えさせていただいております。

基本的には、こういう内容で、企業誘致を市と一緒に進めているという大きな流れの中では問題ないというふうに判断しております。

以上です。

よろしくをお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

次は私のほうです。

3 番ですが、ここにありますように譲渡人の■■■■さんのお孫さんの■■■■さんが土地を借りて家を建てるというものです。

図を見ていただくと分かりますように、隣が宅地ですし、■■■■さん宅との間にあるということで、ほかの農地には影響を及ぼしませんので、問題ないと判断しております。

以上です。

1 1 番 (代田 和美君)

4 番です。

この予定地ですが、今、住宅地に囲まれてぼつんと残っている土地なんですけど、もうほとんど■■■■さんのほうでいろいろに使用していますので、特別問題ないと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 59 号について原案のどおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

議案第 60 号 農地利用集積計画の策定について (貸借)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
議案書の 9 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず、公告年月日でございますが、令和 2 年の 9 月 30 日でございます。

期間別終期の細目については御覧いただきまして、面積は、田んぼが 6,246 m²、貸手が 3、借手が 1 になります。

2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただき、10 ページの個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 60 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借) は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

ここで、議案第 61 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により、25 番 米山茂寿委員は、自己に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔25 番 米山茂寿君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
議案書 11 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を御説明し、御提
案とさせていただきます。
農地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 2 年の 9 月 30 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 2 万 2,876 m²、10 年が田 3,220 m²、合
計で 2 万 6,096 m²でございます。
貸手が 11、借手が農業開発公社のため 1 になります。
12・13 ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。11 名の土
地所有者が長野県農業開発公社に合計で 15 筆を貸し付けるというふうになっ
ております。
権利の種類については、それぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませ
んが、長野県開発公社が権利設定後、14・15 ページにあります利用配分計画にあ
る担い手へ記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。
以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 61 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農用地利用集積計画の策定
について (農地中間管理事業) は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔25 番 米山茂寿君 入場・着席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 62 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)
を議題といたします。

次 長

提案理由の説明を求めます。

(大野 秀悟君)

それでは議案書 16 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、こちらにつきましては長野県農業開発公社を介して売買を行うものについて御審議いただきますので、よろしくお願ひします。

また、9月8日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和2年の9月30日付で、田んぼが8,364㎡、合計で8,364㎡でございます。

売手が2、買手が2でございます。

17ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

まず1番でございますが、上赤須の■■■■さんから長野県農業開発公社が買ひ受けるというものでございます。

所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和2年の10月20日ということで、対価につきましては合計100万円でございます。

取得後の利用目的につきましては、田と畑の予定でございます。

売買対象地につきましては、18ページの議案62号—1で表示した場所になります。

場所は■■■■の東になります。

続きまして、17ページにお戻りいただきまして、2番につきましては、長野県農業開発公社から下平の■■■■さんが買ひ受けるというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和2年の10月15日ということで、対価につきましては541万4,700円でございます。

取得後の利用目的につきましては、水稻の予定でございます。

売買対象地につきましては、18ページの右側でございますが、議案第62号—2で表示した場所になります。

場所は■■■■の北西になります。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

農地あっせん審査会会長の補足説明をお願いいたします。

25番

(米山 茂寿君)

ただいま事務局のほうで説明がありましたように、9月の8日火曜日9時半から現地を確認した後、市役所のほうで問題なく調印のほうを行いました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明ですが、まず、1 番目は私ですので、 さんのほうから農業開発公社のほうに売買が成立されまして、買手のほうもほぼ決まっておりますので、問題ないと思っております。

以上です。

2 3 番 (宮澤 秀一君)
2 番です。
所有権の移転を受ける者、 さんにつきましては、認定農業者であり、大きく農業をされておる方で、問題はないというふうに思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

9 番 (西村 功君)
1 番の関係ですけれども、土地利用が田んぼと畑ということになっていますけど、図面上で畑の位置はどんな形になるのでしょうか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
現地を見たときに、米山委員、それから開発公社の方と現地を確認した際に出まして、ますの形になっていますが、升の形になっていますが、図の左上にちょっとかくっとへこんだところがあると思いますが、そのへこんだ角のところから線を横に左から右に引いていただいて、その手前が水田、その向こうが畑ということで、一応両者が確認したという形になっています。

以上です。

9 番 (西村 功君)
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにごございますでしょうか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 62 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
議案第 63 号 現況証明について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 19 ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
そうしましたら、場所につきましては、20 ページ左側、現況証明—1 で表示した場所になります。斜線部分全体が申請地、色塗りしたものが建物になります。

19 ページにお戻りください。
施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。
経過説明でございますが、昭和 45 年以前から宅地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳で昭和 20 年に当地に土蔵を新築していることが確認できたほか、昭和 45 年の航空写真にて申請地に建物が建っていることを確認しております。

また、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。
説明につきましては以上になります。
御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

1 番 (村上 英登君)
吉瀬委員と現場を確認しました。
ここに書いてあるとおりです。本当、戦後間もないぐらいの古い建屋がありましたので、特に問題はないと思います。
以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 63 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 2 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

以上です。御苦労さまでした。
午後3時59分 閉会